



## 《注意事項》

- ◆被保険者・被扶養者の住所不明等により被保険者証の回収ができない又は再三の返納督促にもかかわらず資格確認書を返納しないため資格喪失届又は被扶養者(異動)届に被保険者証を添付して届出することができない場合に、資格喪失届又は被扶養者(異動)届に添付して提出して下さい。
- ◆資格確認書を回収できた場合は、すみやかに健康保険組合へ返却して下さい。
- ◆資格確認書が紛失している場合は、「資格確認書 滅失届」を資格喪失届又は被扶養者(異動)届に添付して提出して下さい。